

県立 3 病院における第 2 期中期目標期間の終了時の検討及び措置について

1 根拠法令（地方独立行政法人法）

- 第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。
- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

2 第 2 期中期目標期間の終了時の検討及び措置

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院は、平成 22 年 4 月 1 日に地方独立行政法人に移行して以降、県民が身近な地域でいつでも安心して良質な医療を享受できるように、各圏域の基幹病院として地域の医療水準の向上及び住民の健康増進に取り組んでいる。

平成 27 年度から令和元年度までの第 2 期中期目標期間においても、より質の高い医療サービスを提供するため、医師等医療従事者の確保の取組、多様な契約手法の導入等、地方独立行政法人制度の特徴を生かした病院経営に努めており、令和元年 9 月に実施した第 2 期中期目標期間（平成 27 年度～令和元年度）の業務実績（見込）の評価では、岐阜県総合医療センター及び岐阜県立多治見病院については、「中期目標が十分に達成される見込み」、岐阜県立下呂温泉病院については、「中期目標がおおむね達成される見込み」と評価した。

以上のことから、岐阜県総合医療センター、岐阜県立多治見病院及び岐阜県立下呂温泉病院のいずれにおいても、適切な運営が行われていると判断し、引き続き地方独立行政法人の形態で業務を行うことが適当であるとする。

また、3 法人の業務及び組織の全般については、第 3 期中期目標（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定し、法人に指示をしており、これをもって所要の措置とする。